

サーキュラーエコノミー標準化プラットフォーム（CESP）

2nd October 2025



第1回 サーキュラーエコノミー標準化プラットフォーム
～欧州のサーキュラーエコノミー政策と標準化～



Japan Business Council in Europe (JBCE)

在欧日系ビジネス協議会
基準認証委員会 Policy Manager
男澤 英貴

- 本講演には、非公式情報、私見並びに確定されていない情報が含まれています。
- 資料中の原文和訳の箇所は全て参考情報です。
- 法律内容・解釈については常に最新の情報を参照され、必ず原文等にてご自身または個社にてご確認ください。

- JBCEの概要
- 欧州における政策動向
- エコデザイン規則の概要
- 欧州における標準化動向
- まとめ

Japan Business Council in Europe (JBCE)

1999

設立

120

メンバー企業数

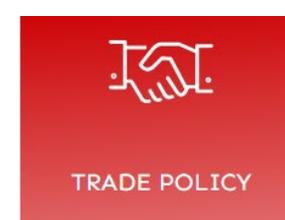
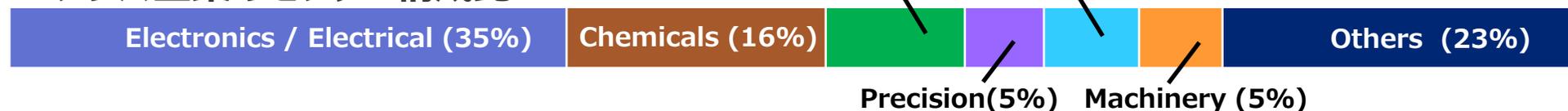
6

委員会

EU 登録団体

組織

■ メンバ企業のセクター構成比



使命

- 1) 日本と EU の架け橋となり、日本企業の欧州経済への貢献に対する欧州の理解を深める
- 2) 会員の専門知識を各分野の意思決定者と共有することにより、EUの政策立案に貢献する
- 3) あらゆる分野の日本企業が欧州での持続可能な成長のために競争できる有利で予測可能な環境の促進

欧州の主要3機関

(続投)



フォン・デア・ライエン
ドイツ出身 EPP所属



2024年11月に新欧州委員会（新政府）発足

法案を提案



(続投)



ロベルタ・メッツォラ
マルタ出身 EPP所属

欧州議会 (European Parliament)

- 欧州市民の代表
- 720人の欧州議員
- 各政党で構成される
- 法案を審議・承認する

欧州委員会 (European Commission)

- 27人の欧州委員
- 31の総局
- 法案を作成・提出する

監督↑

指名↑

法律を承認

欧州理事会 (European Council)

- 加盟27カ国の首脳、欧州委員長、欧州理事会常任議長
- 常任議長は「EU大統領」とも。任期2年半
EUの政策の方向性・優先事項を示す



シャルル・ミシエル
ベルギー出身 Renew所属



アントニオ・コスタ
(前ポルトガル首相)
ポルトガル出身 S&D所属

法案を提案

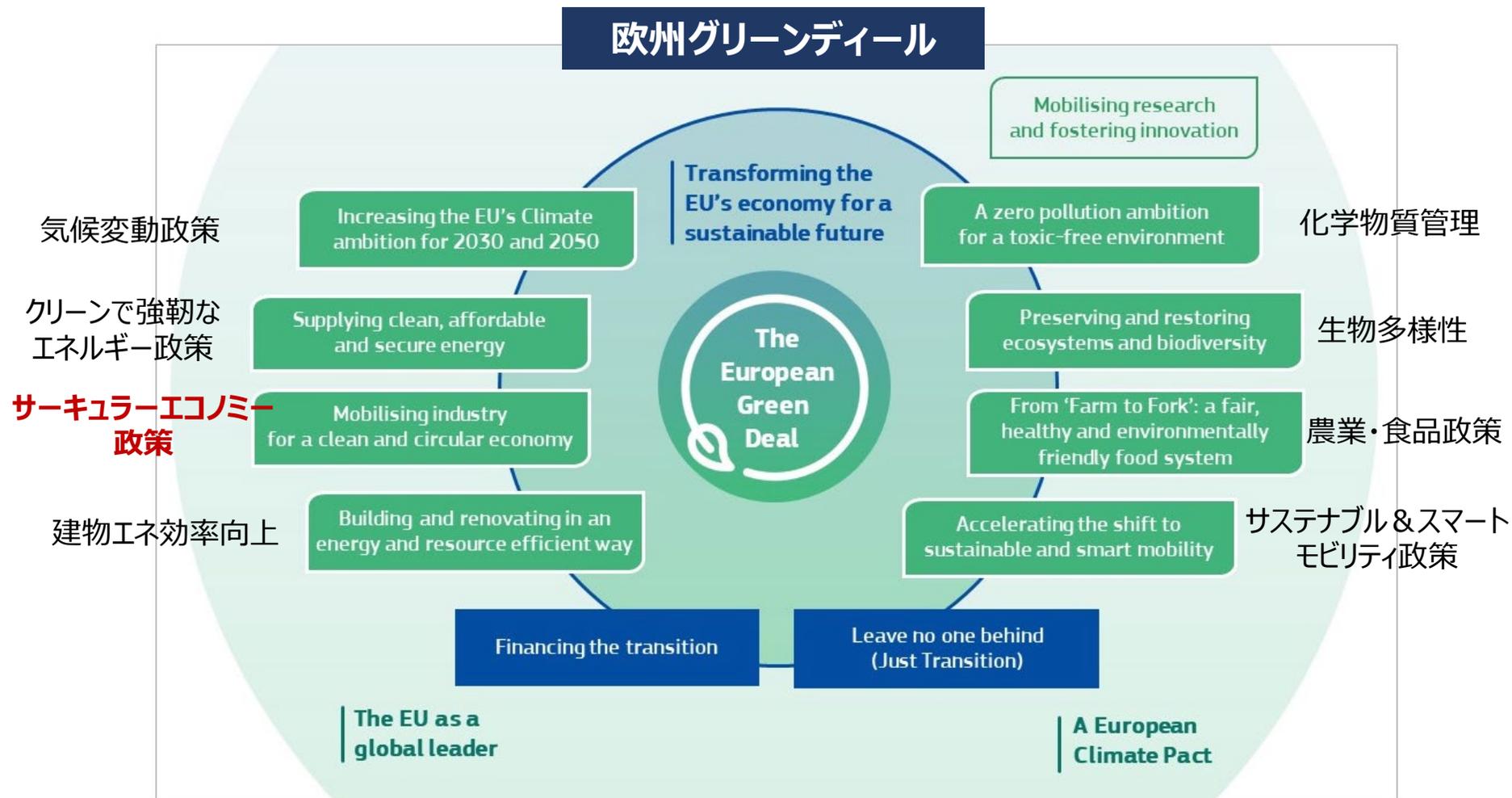


EU理事会 (Council of the EU)

- 加盟27カ国の代表
- 議長国は半年ごとに交代
2025年前半：ポーランド、後半はデンマーク
- 法案を審議・承認する

欧州グリーンディール

- 欧州委員会は、「**欧州グリーンディール**」(2019年12月)を基幹的成長戦略として政権発足後ただちに発表
- **サーキュラーエコノミー政策**は、成長戦略の中核に位置付け



サーキュラーエコノミー・アクションプラン (2020年3月)

- 2020年3月に欧州委員会は「サーキュラーエコノミー・アクションプラン (CEAP)」を公表。
- “Right to Repair” (消費者が修理できる権利) という考え方を掲げた上で、**持続可能な製品設計 (要件拡大・強化)** や**消費者の権限強化 (情報提供等)** といった方向性が示される。
- アクションプランでは、**7つの主要製品バリューチェーン**を示した上で、設計～製造～アフターサービスのバリューチェーン全体について計35のアクションが掲げられている。

アクションプランの概要

1. 持続可能な製品の政策フレームワーク

- (1) **持続可能な製品設計** : 製品の持続可能性に関する要件強化など
- (2) **消費者の権限強化** : 適切な情報提供、悪徳品の排除、**企業の環境主張方法の統一基準**など
- (3) 循環型製造プロセス : 産業プロセスの循環化 (産業排出指令の見直しなど)

2. 7つの主要製品のバリューチェーン強化

- (1) **電気電子製品** : ICT製品への“Right to Repair”の概念の適用、携帯電話、携帯電話用バッテリー、プリンター、カートリッジ等に対する新たなリサイクル規制など
- (2) **バッテリー・自動車** : クリティカルマテリアルの回収・リサイクル率規制の導入、非リサイクルバッテリーへの規制、持続可能性と透明性要求 (カーボンフットプリント、倫理面など) など
- (3) **包装** : 過剰包装禁止、リサイクル可能な包装材など
- (4) **プラスチック** : リサイクル材活用の義務化、意図的添加マイクロプラスチックの使用禁止、生分解性プラスチックなど
- (5) **繊維** (6) **建設・建物** (7) **食料・水**

3. ごみ削減

4. 雇用創出

5. 分野横断的取組

6. 国際的取組

7. モニタリング

サーキュラーエコノミー関連政策の動きとタイムライン

法律/イベント	欧州委員会 案公表	欧州議会・ 最終案採択	EU理事会 最終案採択	トライローグ 開始	トライローグ 暫定合意	欧州議会 採択・確定	EU理事会 採択・確定	EU官報掲載
電池規則	20.12.10	22.03.10	22.03.17	22.04.20	22.12.09	23.06.14	23.07.10	23.07.28
エコデザイン 規則	22.03.30	23.05.22	23.07.12	23.08.31	23.12.04	24.04.23	24.05.27	24.06.28
包装及び包装 廃棄物規則	22.11.30	23.11.21	23.12.18	24.02.05	24.03.04	24.11.27	24.12.16	25.01.22
グリーン クレーム	23.03.22	24.03.12 >12月投票	24.06.17	トライローグ再 開を議論中				
修理する 権利	23.03.22	23.11.21	23.11.22	23.12.07	24.02.01	24.04.23	24.05.30	24.07.10
ELV改正	23.07.13	審議中	審議中					

新たな規制における施行細則（二次法：実施法/委任法）

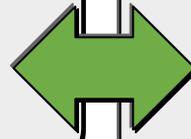
- 実施法の施行細則は、EU法の施行方法を定め、法律を統一的に実施するもの。
- 委任法は、EU法を補完、改定、更新するもの。または本質的でない軽微な修正を行うもの。

	実施法 (Implementing Act)	委任法 (Delegated Act)
内容	EU全域での統一された法の施行を目的とし、関連するEU法の具体的施行方法を定めるもの。	関連するEU法を補完、または軽微な修正を行うもの。基本法の技術的要件や適用範囲を補完・改正・更新
立法方法	加盟国代表で構成される委員会(Comitology委員会)に細則案を提出、助言等を受ける。	欧州委員会は、関連するEU法に定められた加盟国代表や第三者からなる専門家グループへ諮問する。
法案のコンサルテーション	なし。	4週間。
拒否権	欧州議会/EU理事会に拒否権なし。	欧州議会/EU理事会に拒否権あり(原則として2か月の間に拒否権行使が必要)。異議なき場合は委任法成立。
例	申請書式、手続きルール	技術基準の更新
具体例	エコデザイン規則（公共調達、廃棄法など）	エコデザイン規則（技術要件）、無線機器指令など

フォン・デア・ライエン欧州委員長が掲げた政策比較

2019年選挙の主な政策:

1. グリーン・ディールの推進
2. デジタル化の促進
3. 経済格差の是正



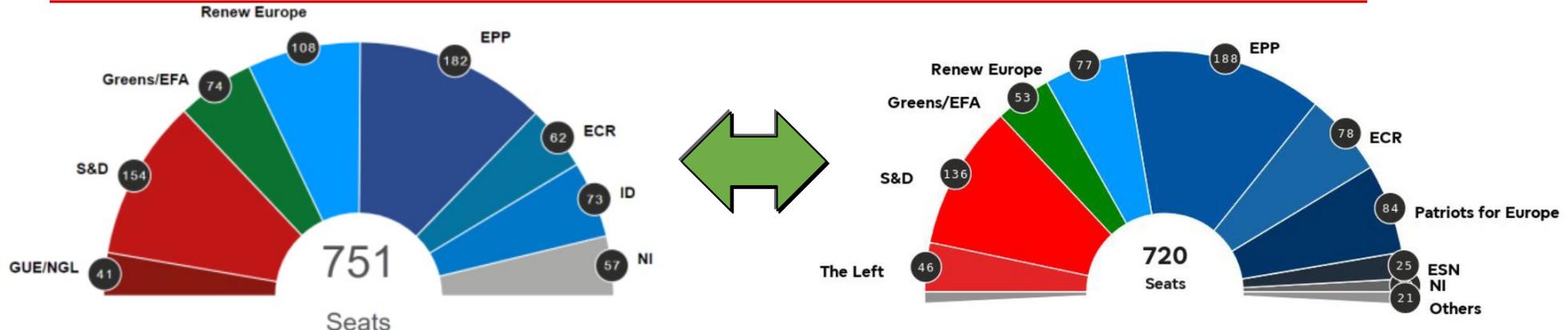
2024年選挙の主な政策:

1. 産業競争力の強化
2. 防衛力の強化
3. EUの拡大政策

2010年代の背景にあったものと、現在の状況

- ・ 好調な自動車、化学、鉄鋼産業：EVシフトや環境規制、中国メーカーとの競争激化、重要減退で収益圧迫
- ・ ロシア産の安価なエネルギー：ウクライナ進行後の供給断絶・制裁で高コスト化、再エネ・LNG依存増
- ・ 中・東欧での生産力：エネルギー高と人権費上昇で優位性低下、供給網の再編圧力
- ・ 売り先としての中国：景気還俗と対中依存リスク、地政学的摩擦で輸出の伸び悩み
- ・ 米国の安全な傘：米欧間で通商摩擦・防衛負担要求増、戦略的自立圧力の高まり

2019年と2024年の欧州議会選挙後の各政党の議席数変化





欧州委員会WEBサイトで示されたイメージ

2025年1月29日、欧州委員会のフォン・デア・ライエン委員長は、「**Competitiveness Compass**」を発表した。イタリア前首相で欧州中央銀行（ECB）総裁を務めたマリオ・ドラギ氏が2024年9月9日が発表した「**欧州の競争力の未来**」と題する報告書が参考となっている。それまでの**成長モデルの限界、競争力の低下とイノベーションの停滞、EUのグローバルでの地位低下**の原因を明らかにし、EUが米中に追いつくためには、より協調的な産業政策と大規模な投資、そしてそれを実現するための迅速な意思決定が必要であると指摘している。

競争戦略の3つの主要な行動方針

1. イノベーションギャップの解消

- 重要技術分野のイノベーション促進、新たな成長エンジンへの投資
AIや量子コンピューティング、バイオテクノロジーなどの分野を支援する「欧州イノベーション法」や「量子戦略(2025年7月)」策定。スタートアップやスケールアップの支援を強化し、規制を統一

2. 脱炭素化と競争力の両立

- 化石燃料輸入代替等によるエネルギー価格引き下げ、低炭素製品の需要創出、公共調達の見直し、循環型経済の促進
- 「クリーンインダストリアルディール」、「鋼鉄・化学・金属産業向けの脱炭素化投資計画」、「サーキュラーエコノミー法」など

3. 戦略的物資の確保と安全性向上

- 重要原材料の確保と持続可能なエネルギー・輸送燃料の安定供給
- EU産業を保護するための公共調達ルール改正、公平な競争条件の確保
- 防衛産業・安全保障の強化

5つの「横断的支援策」簡素化、単一市場の障壁削減、資金調達、スキル向上、EU政策の調整強化

クリーン・インダストリアルディール(Clean Industrial Deal)

2025年2月26日、欧州委員会は「**クリーン・インダストリアルディール：競争力と脱炭素化のための共同ロードマップ**」と題するコミュニケーション文書（法的拘束力のない文書）を発表した。

クリーン・インダストリアル・ディールは、2025-2029年のEUの主要な政治的ロードマップであり、**2019年に発表された「欧州グリーンディール」を補完**するものとなっている。

この新たな政策は、**EUの気候政策の方向性や2030年・2050年の目標を大きく変更するものではなく**、2040年の温室効果ガス排出量90%削減目標（1990年比）は依然として維持されている。一方で、**より実務的で企業に優しいアプローチ**が取られ、特に中小企業（SMEs）への**規制負担の軽減や、欧州の経済競争力の向上**が重視されている。

重点分野:以下の2つの柱を中心に展開されている。

- 1. エネルギー多消費型産業の脱炭素化の推進**
- 2. クリーンテクノロジーおよびネットゼロ技術の開発支援**



欧州委員会WEBサイトで示されたイメージ

6つの主要施策:

- 安価なエネルギーへのアクセス（価格のエネルギー行動計画）
- クリーン製品の需要の拡大（脱炭素促進法、公共調達フレームワーク）
- クリーンな移行のための官民投資（1000億ユーロの資金調達、産業脱炭素化銀行）
- 循環経済と資源へのアクセス（EU重要原材料センターの設立、サーキュラーエコノミー法）
- 世界市場と国政的パートナーシップ（クリーンな貿易・投資パートナーシップ、貿易防衛、炭素国境調整メカニズムの簡素化）
- 社会的な公正と移行のための技能と質の高い職（スキルユニオンの設立）



サーキュラーエコノミー法案 (Circular Economy Act)

欧州委員会は2025年8月1日に、**サーキュラーエコノミー法案**に関する公開協議を開始した。本法案は、欧州グリーンディールの中核をなすだけでなく、**クリーン・インダストリアルディール**で計画されている主要施策の一つであり、EU産業の競争力強化と持続可能性の両立を図る戦略的取り組みと位置付けられている。その具体的な狙いは、**資源効率性の徹底、製品寿命の延長、廃棄物削減を通じて、域内産業のコスト削減と環境負荷の低減**を同時に実現することにある。さらに、循環型経済への移行は、**域外からの原材料依存度を低減**するとともに、**クリーン・インダストリアルディール**が掲げる「脱炭素化と産業基盤の強靱化」に資するものであり、気候中立かつ競争力ある経済への移行を支える柱となっている。

公開協議 (コンサルテーション) で示された主な取り組み

- WEEE指令：電気電子廃棄物の回収・再利用ルールの合理化
- ESPR (エコデザイン規則)：耐久性・修理可能性・再利用を義務化
- PPWR (包装・包装廃棄物規則)：リサイクル可能設計・再使用率向上
- CRM (重要原材料規則)：資源効率とリサイクル率の強化
- EoW (廃棄物終端基準)：再生材の市場投入基準を明確化
- EPR (拡大生産者責任)：生産者負担の合理化・報告の簡素化



欧州委員会WEBサイトで示されたイメージ

欧州委員会は影響評価のための証拠募集とフィードバックを2025年11月6日まで受け付けている。その後、サーキュラーエコノミー法案は2026年第四半期までに欧州委員会によって採択される見込みであり、その後にEUの立法プロセスを経て正式な法となる予定である。

(欧州委員会WEBサイト) https://environment.ec.europa.eu/news/commission-launches-consultation-upcoming-circular-economy-act-2025-08-01_en
 (影響評価のためのコンサルテーション) https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/14812-Circular-Economy-Act/public-consultation_en

持続可能で循環型の繊維戦略（2022年3月）

2030年ビジョン

- EU市場で流通する繊維製品を、**長寿命かつリサイクル可能**、**再生繊維**を多用し、**有害物質を含まず**、**社会的権利と環境を尊重**して生産されたものとする。
- 消費者は高品質な繊維製品の恩恵を長く受け、**ファストファッションは廃れ**、**経済的に有益な再利用な修理サービス**が広く利用できるようになる。
- 繊維分野は競争力とレジリエンスがあり、革新的で、生産者は製品が廃棄となった場合にも**バリューチェーンに沿って責任を負う**。
- 革新的な繊維リサイクルのための能力が十分備わっており、循環型繊維エコシステムは**繁栄し**、**繊維の焼却と廃棄は最小限**に抑えられる。

エコデザイン要件

製品設計に持続可能性要件を導入

- 繊維製品へのリサイクル繊維の含有や耐久性、修理・リサイクル可能性など義務的な**最低条件の目標設定**
- 繊維製品に関する**デジタルプロダクトパスポート**導入
- 売れ残りや返品された繊維製品の廃棄やリサイクルの**情報開示**。場合により**売れ残り製品の廃棄禁止**等

繊維エコシステムのための移行パスウェイ

2030年ビジョンを実現するための具体的な施策の作成

環境主張の立証に関する規則提案

消費者権限の改善で環境主張の信頼性向上

- 環境フットプリント計測メソッドを使用した**環境主張に関する新たな要件**を制定など

廃棄物枠組みの指令の改正案

生産者拡大責任の規定による使用済み製品の収集と再利用、また廃棄や再利用などの準備に向けた**経済的インセンティブ**を導入

マイクロプラスチックの意図しない環境への流出に対する新措置

合成繊維の意図しない放出への対処
繊維製造工程や加工製品の生産工場での**予備洗浄**、ラベリング、革新的素材の**促進**

企業持続可能性デューデリジェンス規則案

労働権の確保など

欧州委員会は、競争コンパスで打ち出した方針として**規制の簡素化と負担軽減**、また**資金調達**や**単一市場の障壁削減**を実行に移すため、2月から段階的に**オムニバス法案**を打ち出している。

- **オムニバス I (持続可能性とEU投資について)** : CSRD, CSDDD, EU Taxonomy, CBAMなど。欧州投資プログラムを対象、特に中小企業の負担を軽減しつつ、大企業に焦点をあてた規制の簡素化など。
 - **オムニバス II (投資について)** : Invest EU, EFSI, Horizon Europe, Connecting Europe Facilityなど。EU保証の効率化、報告要件の簡素化など。
 - **オムニバス III (農業政策について)** : 共通農業政策 (CAP) の基本法枠組み。農家・加盟国の負担軽減、環境要件の柔軟化、手続きの簡略化。
 - **オムニバス IV (単一市場政策について)** : 中小企業支援、製品法のデジタル化、共通仕様、Fガスルールの簡素化、記録保持義務の軽減、バッテリー規則 : デューデリジェンス要件の延期、GDPRルールの簡素化。
 - **オムニバス V (防衛準備について)** : 欧州防衛基金 (EDF) の手続きの簡素化、防衛調達の合理化、EU域内の防衛製品の移転、Invest EU など資金へのアクセスの支援。
 - **オムニバス VI (化学産業について)** : CLP、化粧品規則、肥料製品など。書式・表示等の簡素化、手続きの効率化、デジタル対応など。
 - **オムニバス VII (環境法規制における行政負担の簡素化)** : 二重の報告の削減、デジタル化の推進、EPR (拡大生産者責任) ルールの統一化、SCIPデータベースの廃止検討など、環境保護目標を維持しつつ行政負担を軽減する。
- (今後) 軍事機動性、デジタルパッケージ、サステナブルファイナンスの開示規則の改訂が予定されている。

欧州委員会 簡素化ページ : https://commission.europa.eu/law/law-making-process/better-regulation/simplification-and-implementation/simplification_en?utm_source=chatgpt.com
オムニバス I : https://commission.europa.eu/publications/omnibus-i_en
オムニバス II : https://commission.europa.eu/publications/omnibus-ii_en
オムニバス III : https://agriculture.ec.europa.eu/overview-vision-agriculture-food/eu-actions-address-farmers-concerns_en#ref-2025-cap-simplification-and-competitiveness-package
オムニバス IV : https://single-market-economy.ec.europa.eu/single-market/simplification_en
オムニバス V : https://defence-industry-space.ec.europa.eu/eu-defence-industry/defence-readiness-omnibus_en
オムニバス VI : https://single-market-economy.ec.europa.eu/publications/simplification-certain-requirements-and-procedures-chemical-products_en
オムニバス VII : https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/14794-Simplification-of-administrative-burdens-in-environmental-legislation-_en

目次

- JBCEの概要
- 欧州における政策動向
- **エコデザイン規則の概要**
- 欧州における標準化動向
- まとめ

持続可能な製品の為のエコデザイン規則（ESPR）の概要

持続可能な製品の為のエコデザイン規則（EU）2024/1781（ESPR）は、2024年6月28日にEU官報に掲載。
 エコデザイン指令（ErP）2009/125/EU⇒（EU）2024/1781へ移行。エネルギー表示指令2017/1369/EUは引き続き効力を有する。
 この規則は、食品、飼料、医薬品などの製品を除き、部品および中間製品を含め、**すべての製品に適用されるエコデザイン要求事項を設定するための枠組みを確立する**。これと並行して、**デジタルプロダクトパスポートの制定、グリーン公共調達基準の義務化、売れ残った消費者製品の廃棄を防ぎ、市場監視及び税関検査の枠組みの確立**も行う。

エコデザイン規則は枠組み法として機能するため、優先順位を定める作業計画を更新し、**委任法**で製品別の影響評価に基づく措置を行う

1. 適用範囲

食品、飼料、医薬品および動物用医薬品、車両を除く、部品および中間製品（材料）を含む、上市または使用開始されるすべての製品。

2. 新しいエコデザイン要求事項

エコデザイン要求事項を通じて取り組むべき製品パラメータの増加

3. 売れ残り商品の廃棄禁止

欧州委員会は売れ残り商品の廃棄を禁止する。現在、繊維製品に履物が含まれているが、中堅企業は最長6年間除外される。



4. エコデザイン専門家グループ

ESPR向けのエコデザインフォーラムメンバーの募集の他、加盟国専門家向けのグループの設立

5. 新製品の優先順位

繊維・アパレル、家具、タイヤ、マットレス、鉄鋼、アルミニウムが優先製品グループに含まれる。**2025年4月に作業計画公表**

6. ESPRにおける社会的側面への対応

欧州委員会は、2028年までに社会的側面を含めることの利点を評価する。

7. 新たなエコデザイン要件に関する委任法の移行期間

製品グループのエコデザイン要求事項を定める委任法の適用に関して最低18ヶ月の移行期間を設ける

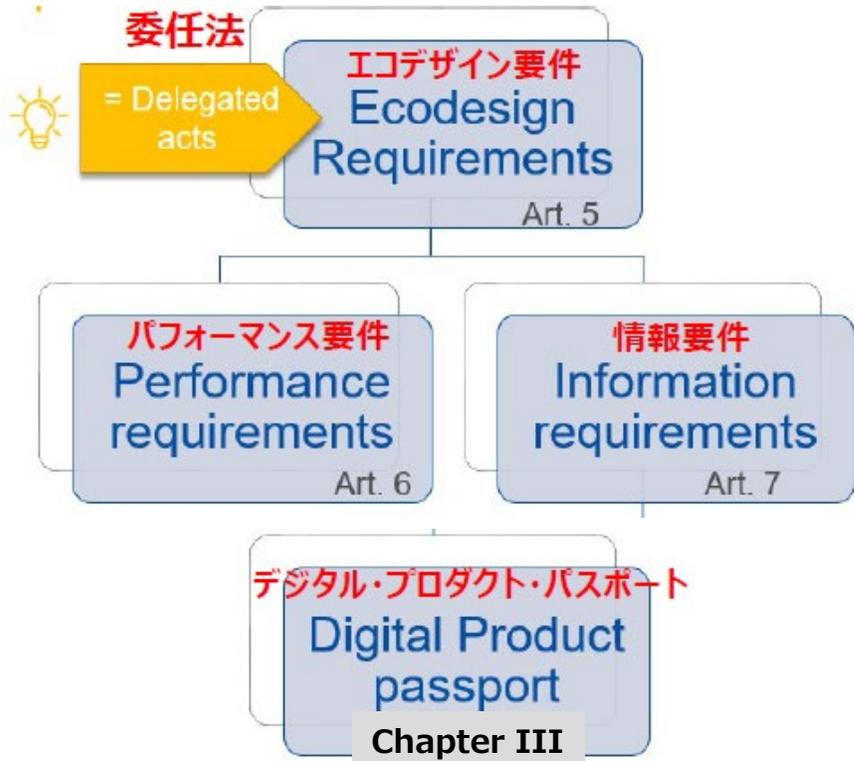
官報(EU)2024/1781 : <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32024R1781&qid=1719580391746>

欧州委員会WEBサイト : https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_25_1071

優先製品(2025-2030)の作業計画 : https://environment.ec.europa.eu/document/download/5f7ff5e2-ebe9-4bd4-a139-db881bd6398f_en?filename=FAQ-UPDATE-4th-Iteration_clean.pdf

エコデザイン規則 (ESPR) の要件

持続可能な製品の為のエコデザイン規則



- (a) 耐久性
- (b) 信頼性
- (c) 再利用性
- (d) アップグレード性
- (e) 修理可能性
- (f) 保守・改修の可能性
- (g) 懸念物質の存在
- (h) エネルギー使用とエネルギー効率性
- (i) 水の使用量と水使用の効率性
- (j) 資源利用と資源効率
- (k) リサイクル含有量
- (l) 再加工(再製造)の可能性
- (m) リサイクルの可能性
- (n) 材料の回収の可能性
- (o) カーボンフットプリントと環境フットプリントを含む環境への影響
- (p) 予想される廃棄物量

特定の製品グループに対して、垂直方向(製品別) および/または水平方向(横断的な複数の製品)に対し、委任法で要件を設定する。



エコデザイン規則（ESPR）における詳細要件の策定

① JRCLレポート



・JRCは欧州委員会の総局の一つ
・技術的、経済的、環境的情報の提供と、各製品政策案に関する利害関係者との協議を行い法文草案の作成を請け負う。

（例）エコデザイン規則の優先製品群、また水平措置の研究報告書
https://publications.jrc.ec.europa.eu/repository/handle/JR_C138903

② 欧州委員会 セミナーおよび 予備研究



・ストリーミングサービス

<https://webcast.ec.europa.eu/online-information-session-on-the-new-ecodesign-for-sustainable-products-regulation-espr-24-05-22>

・Q&A文書

<https://circabc.europa.eu/ui/group/418195ae-4919-45fa-a959-3b695c9aab28/library/25c48e7c-9ce3-41cb-96ac-d2942a8a29d6/details?download=true>

（例）材料とリサイクル材に関する製品対策のためのエコデザイン予備研究
<https://www.ecodesignmaterials.eu/>

③ CEN/CENELECプロセス



・数多く存在するサーキュラー・エコミー関連規格や、ESPR関連規格に対応し、CEN 及び CENELECの Technical Committee (TC)、Joint Technical Committee (JTC) を調整する為、CEN/CENELEC エコデザイン調整グループを設置。190以上の規格を開発。
・Digital Product PassportはCEN/CENELEC/JTC 24で対応

④ CIRPASS 2



<https://cirpass2.eu/>

デジタルプロダクトパスポートを大規模かつ実際の設定に展開し、4つのターゲットセクター（電機電子、繊維、建設、タイヤ）の13のパイロットでDPPデータの相互運用性を実現可能にするためのユースケースを実証する。



⑤ エコデザインフォーラム

エコデザインの要件について議論する専門家会議。
加盟国、業界を代表するビジネスアソシエーション、消費者、環境団体、学術団体、標準化団体などで構成される。

（エコデザイン指令）
コンサルテーションフォーラム（CF）

（エコデザイン規則）
エコデザインフォーラム（EDF）
加盟国専門家グループ

エコデザインフォーラムの設置

EU法規(EU)2024/2779により、**エコデザインフォーラム**を設置し、持続可能な製品の為のエコデザイン規則（ESPR）における製品に対する必須の性能及び情報要件などに対し、利害関係者による協議を実施し、欧州委員会の横断的なルール形成を支援。

2030年末まではCFとEDFが平行して存在し、2027年以降はCFの役割が限定される。

コンサルテーションフォーラム（CF）

CFは引き続き以下の責任を負う

- ・2026年まで：第70条.1条(a)(i)に記載されているエネルギー関連製品のエコデザイン要件を設定する進行中の作業
- ・2030年まで：既存のエコデザイン指令の改正

エコデザインフォーラム（EDF）

第19条に従い欧州委員会が設立する

- ・新しい製品群（現在のエコデザイン指令の範囲外のもの）
- ・特定のエネルギー関連製品：2022-2024作業計画に基づいて特定されているものの、まだ対策が検討されていないErPなど。

加盟国の専門家グループ

第20条に従い、加盟国専門家グループはエコデザインフォーラムのサブグループとなり、加盟国が指名した専門家で構成される。

- ・エコデザイン要件の準備
- ・自主規制措置の評価
- ・本規則の遵守を強化するためのベストプラクティスの情報交換

役割と貢献

- ・エコデザイン要件の準備
- ・作業計画の準備
- ・市場監視メカニズムの有効性調査
- ・自主規制措置の評価
- ・売れ残った消費者製品の破壊禁止の評価

参加メンバー

- ・業界を代表するビジネスアソシエーション
- ・労働組合
- ・貿易業者、小売業者
- ・消費者
- ・環境団体
- ・学術団体
- ・標準化団体 など

在欧日系ビジネス協議会（JBCE）と日本電機工業会（JEMA）は、エコデザインフォーラムにおけるType Cビジネスアソシエーションとして、オブザーバーメンバーとして参画

「ESPR・エネルギーラベル作業計画2025-2030」を採択・公表

- ❖ 欧州委員会は、2025年から2030年までのエコデザインおよびエネルギーラベリングに関する作業計画を含むコミュニケーションを発表した。この作業計画は、特定製品に対する持続可能な要件の拡大適用を初めて実施するもの。
- ❖ 欧州委員会がエコデザインフォーラムの支援を受けて実施。
- ❖ 「ESPR・エネルギーラベル作業計画2025-2030」では、新たに4つの最終製品（繊維／アパレル、家具、タイヤ、マットレス）、2つの中間製品（鉄鋼、アルミニウム）、2つの水平的要求事項（修理可能性、電気・電子製品のリサイクル含有量とリサイクル性）を示した。
- ❖ 情報通信技術（ICT）製品は、明示されていないが、2つの水平的要求事項の検討でカバーされるため実質的に優先対象となる。
- ❖ 一方で、「潤滑剤」、「化学品」は今回、採用されなかった。5年間を対象とし、これらは3年後の中間見直しで状況を再評価することを提案している。

- ESPR・エネルギーラベル2025-2030年作業計画

https://environment.ec.europa.eu/document/5f7ff5e2-ebe9-4bd4-a139-db881bd6398f_en

- 欧州委員会プレスリリース

https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_25_1071

優先される最終製品、中間製品、水平的要求事項

カテゴリー	製品グループ／要求事項	採択時期（予定）
最終製品	繊維／アパレル	2027年
	家具	2028年
	タイヤ	2027年
	マットレス	2029年
中間製品	鉄鋼	2026年
	アルミニウム	2027年
水平的要求事項	修理可能性	2027年
	電気・電子機器の再生材含有とリサイクル性	2029年

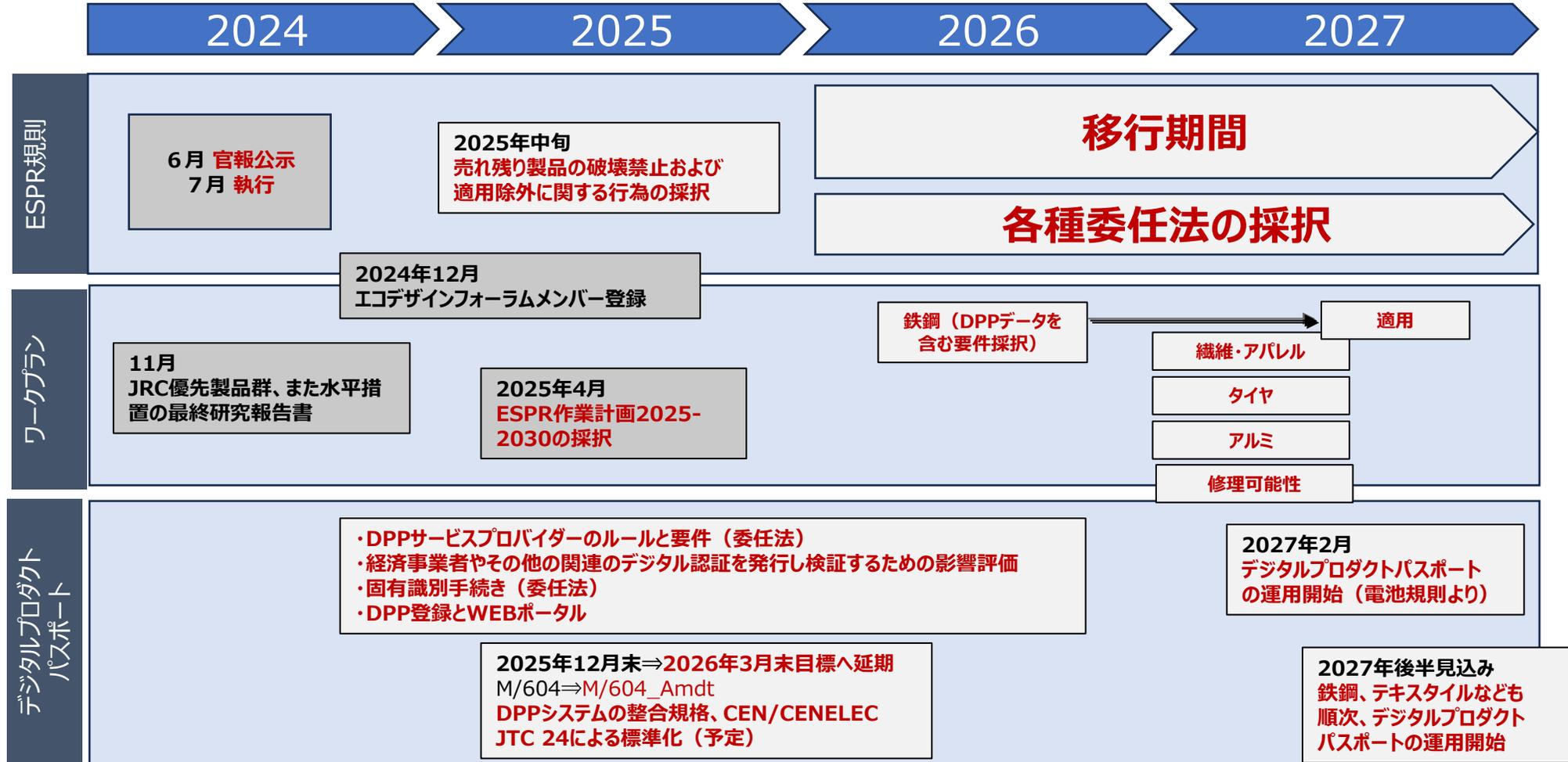
優先される最終製品、中間製品、水平的要求事項

カテゴリー	製品グループ／要求事項	理由
最終製品	繊維／アパレル	製品寿命の延長、材料効率の改善、水、廃棄物の発生、気候変動、エネルギー消費への影響の削減の可能性が高い。ESPRの下での情報要件は、現在見直し中の繊維製品表示規則と相乗効果を発揮する。
	家具	資源利用の側面を改善する可能性が高く、さまざまな環境影響カテゴリー（気候変動、酸性化、富栄養化など）および廃棄物発生において、材料の生産と供給による影響がしばしば主要な要因となる。大気、土壌、生物多様性など他のカテゴリーにもプラスの影響を与える。
	タイヤ	EUの他の法律（タイヤラベリング規則（EU）2020/740を含む）によりすでに規制されているが、リサイクル可能性とリサイクル含有率を向上させ、使用済みタイヤの廃棄物管理に関するリスクを軽減する可能性がある。
	マットレス	廃棄物発生量、寿命延長、材料効率を改善する可能性が高い。
中間製品	鋼鉄	気候変動、エネルギー消費、水、大気への影響を改善し、EUの回復力、戦略的自律性、技術革新を促進する高い可能性。ESPRの下での措置は、ETSやCBAMのような鉄鋼製品や生産に関する既存の環境・気候対策だけでなく、クリーン産業ディールで発表されたグリーン・スチール・ラベルを補完する。2026 アルミニウム 気候変動、エネルギー消費、大気、水、生物多様性、土壌汚染、原材料への影響を改善する可能性がある。製造時に副資材を組み込むことで、温室効果ガス排出量を最大11倍削減できる。アルミニウムは、リサイクル可能性が最も高く、EUの供給回復力を高める可能性のある金属のひとつである。ESPRの措置は、ETSやCBAMなど、アルミニウム製品や生産に関する既存の環境・気候対策を補完するものと期待される。
	アルミニウム	
水平的要求事項	修理可能性	改善の可能性が高い。対策の範囲と資源利用の対象によっては、（重要な）原材料の循環性の向上、気候変動、耐久性（信頼性）に関する目標要件も含めることができる。対象範囲については、準備調査中に詰めるが、家電製品や小型家電製品なども含まれる可能性がある。
	電気・電子機器の再生材含有とリサイクル性	対策の正確な範囲と、資源利用、（重要な）原材料の循環性の向上、気候変動、廃棄物防止の適用範囲によっては、改善の可能性が高い。

エコデザイン指令（ErP）からESPRに引き継がれるエネルギー関連製品 （※下記16製品以外のErP19製品はErP下で作業継続）

ErP製品	新製品	エコデザイン	エネルギーラベル	採択時期（予定）
低温エミッター	○	×	○	2026年
ディスプレイ	×	○	○	2027年
EV充電器	○	未定	未定	2028年
家庭用食器洗浄機	×	○	○	2026年
家庭用洗濯機・乾燥機	×	○	○	2026年
業務用洗濯機	○	○	未定	2026年
業務用食器洗浄機	○	○	未定	2026年
電気モーターと可変速ドライブ	×	○	×	2028年
冷蔵機器（冷蔵庫、冷凍庫）	×	○	○	2028年
販売機能付き冷蔵機器	×	○	○	2028年
光源およびセパレートコントロールギア	×	○	○	2029年
溶接機器	×	○	×	2030年
携帯電話およびタブレット	×	○	○	2030年
ローカルスペースヒーター	×	○	○	2030年、2026年
回転乾燥機	×	○	○	2030年
スタンバイおよびオフモード消費電力	×	○	×	2030年

エコデザイン規則のタイムライン



セミナー・コンサルテーションフォーラム情報よりJBCE作成

サーキュラーエコノミー政策の縦横関係

- エコデザイン規則、電池規則以外にも、包装、自動車、電気電子製品、建設製品など循環性を高める要件が進んでいる。
- **上市規制、消費者権限強化、統一したルール作成などを水平要件として全てのセクターに要件を課す。**
- **環境・エネルギー側面だけでなく、欧州の競争力向上や経済安全保障側面も重要な要素となっている。**
- **New Legislative Framework(NLF)の改正で、デジタル要件としてDPPの適用範囲を拡大する動きもあり。**
- **縦横の複数の法規制が複雑に関係しあっているため、広く理解することが求められる。**

水平要件

- 上市規制の拡大
 - リサイクル、耐久性などの設計要件と情報伝達要件の拡大（ESPR要件拡大、持続可能な安全設計SSbDなど）
 - 化学物質規制によるゼロポリューションの推進、懸念物質とリサイクル阻害物質の排除（REACH、CLP、RoHSなど）
- 消費者権限強化（Green Claim、Empower consumer、Right to Repairなど）
- サプライチェーン強化による情報の見える化（デジタルプロダクトパスポートなど）
- サステナビリティ強化による規範のコミットメント（デューデリジェンス、フットプリントなど）
- 戦略的自立（重要鉱物法、ネットゼロインダストリー法、Chip Actなど）
- 統一したルール作成（指令から規則、第三者認証、標準化など）
- 拡大生産者責任の強化（EPR汚染者負担、オンライン取引対策など）
- グリーン調達基準

ESPR Scope拡大	Battery	PPWR	ELV	WEEE	X..
電気電子製品からICT機器、繊維、家具、タイヤ、マットレス、鉄鋼、アルミニウム、など	全ての電池および電池を組み込んだ製品	全ての包装材、また梱包材	自動車	電気電子製品	建設洗剤おもちゃ等

欧州委員会WEBサイト、セミナー情報より情報よりJBCE作成

従来は「**電池指令（Battery Directive 2006/66/EC）**」で規制されていたが、EUグリーンディール、循環経済行動計画、ゼロ汚染行動計画に沿って「**指令**」から「**規則**」へと格上げされた。新たな**規則（Regulation (EU) 2023/1542）**は2023年7月28日に官報公示され、同年8月17日に発効した。規則は加盟国に直接適用され、電池の持続可能性、リサイクル、責任ある調達をEU全域で統一的に規制することを目的としている。現在、各条項の具体的な要件を定める**委任法**や**実施規則**の策定が進められている。しかし、非常に技術的かつ政治的な議論が多く、いくつかの課題が顕在化している。

主要義務と現状

- **持続可能性・安全性要件 >> 算定方法の委任法が予定より遅延。「基準が確定しないと投資やデータ収集を始められない」との懸念。**
 - CO₂フットプリント算定と表示義務（第7条）
 - 最低限のリサイクル材含有率（コバルト、リチウム、ニッケルなど）（第8条）
 - 有害物質制限（カドミウム、水銀など）（第6条）
- **サーキュラーエコノミー要件 >> 消費者安全をどう確保するか？また、技術的にすべての製品に適用できるか？**
 - 取り外し・交換可能性（Removability & Replaceability）（第11条）
 - ポータブル電池は2027年までに容易に取り外し・交換できる設計を義務化（第96条）
 - 回収率の強化（ポータブル電池：2030年までに73%回収）（第59条）、材料回収効率の強化（リチウム：2031年までに80%など）（ANNEX XIIのPart C）
- **デジタルプロダクトパスポート（DPP） >> データ範囲、セキュリティ・アクセス権限範囲で議論中。整備が遅れれば適用開始の遅延懸念**
 - 2027年から段階的に導入（まずEV・産業用バッテリーから）（第78条、79条）
 - 製品識別、材料組成、CO₂フットプリント、リサイクル情報などを記録・提供
- **責任あるサプライチェーン >> 2025年中に導入開始予定だったが、実務上の複雑さと企業側の準備不足から適用が延期**
 - デューデリジェンス義務（コバルト・リチウム・ニッケル・グラファイトなど対象）（第47条から第53条）
 - 人権・環境への配慮を調達段階から確保 **Omnibus IV**で延期協議

官報(EU)2023/1542 : <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32023R1542>
取り外し性ガイドライン : <https://eur-lex.europa.eu/eli/C/2025/214/oj>
廃棄物リスト官報 : https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=OJ:L_202500934

デジタルプロダクトパスポート（DPP）について

デジタルプロダクトパスポートは**持続可能性、循環性、法的遵守**のために**製品固有の情報へのアクセスを容易にする**ことを目的に導入が進められている。エコデザイン規則（ESPR）を中核としつつ、**電池規則、玩具規則、建設資材規制、重要原材料法、包装及び包装廃棄物規則**など多様な循環経済関連法規で横断的に導入される予定である。

この仕組みの全体像は、製品のライフサイクル全体を通じたデジタル情報管理を実現する枠組みで、以下を含む。

- **DPPシステム**：製品ごとにユニークID・QRコードなどでアクセスできるデジタル情報管理プラットフォーム。中央EUレジストリがバックエンドとして機能。
- **DPPデータ**：
 - 製品識別、材料構成、使用・廃棄ガイド、環境情報、保証・メンテ記録など、ライフサイクル全体をカバー。
 - DPPデータは利用者（消費者、リサイクル業者、規制当局など）ごとに異なるアクセス権限で表示される。
- **進捗状況**：
 - **制度設計**：DPPシステムの標準化に若干の遅れ。**2026年3月31日予定**。中央レジストリ準備は2026年度中
 - **データに含まれる要件**：セクターおよび製品群毎に委任法で設定。鉄鋼や繊維セクターの要件は2025年から2026年で決定する
 - **義務化開始**：**2027年2月から電池規則で運用開始**。その後、鉄鋼や繊維セクターが続く見込み。
- **段階的な導入の検討**：義務化と運用は段階的な導入が検討されている。（下記は2023年に繊維関連で議論されていた例）
 - **最小限DPP**：サプライチェーンから最終製品まで、義務的な最小限情報の普及。
 - **先進DPP**：ライフサイクルに沿って情報収集を拡充し、アフターサービスやセカンドハンド利用を追跡可能に。
 - **完全循環型**：川上から川下までのサプライチェーン情報を完全文書化。流通、使用、リサイクルまで追跡可能とし、リサイクル業者とのデータ共有で資源循環率を最大化。



DPPのイメージ

目次

- JBCEの概要
- 欧州における政策動向
- エコデザイン規則の概要
- 欧州における標準化動向
- まとめ

European Standards Strategy / 欧州標準化戦略

- 2022年2月2日、欧州委員会は、新しい標準化戦略と標準化に関する規則の改正案、実施報告書を発表。
- 標準化が世界的に重要となる中、他の地域が戦略的に展開を強化している為、欧州標準化システムにより、先行者としての優位性により、EUの競争力強化、強靱で環境に優しい、デジタル経済を推進し、テクノロジーに価値観を組み込む。

<5つの柱>

- 1 戦略的分野における標準化の優先順位を付け
- 2 欧州標準化システムのガバナンスと完全性を向上
- 3 世界標準における欧州のリーダーシップを強化
- 4 イノベーションを支援
- 5 次世代の標準化専門家の育成

<新たに設定した目標（主なもの）>

- **Annual Union Work Programme**を作成し、標準化の優先順位付け
- EU High-Level Forumの設置による標準化の優先順位付け
- **Regulation (EU) No 1025/2012の改正**
- 欧州標準化機関のガバナンスの近代化（**ETSIのリフォーム**）
- EU/EEAにおける34の国家標準化機関 及び **EUに本社を置く企業**による標準化への参画
- EU Excellence Hub 及び Chief Standardization Officerの設置
- 近隣諸国やアフリカ、ラテンアメリカ・カリブ諸国などのパートナーとも欧州や国際基準の採用を促進
- **Horizon Europe** と Digital Europe プログラムの活用
- 標準化を支援するプラットフォーム「標準化ブースター」の設置
- Euratom Research and Training、CEF、DEPなどのプログラムの強化
- 標準化University Dayを開催し、学者や学生の標準化意識を高める

デジタル・パートナーシップ等で価値観を共有する同志国(Like-Minded Partner) の 日本やカナダ、米国などと活動を共有し、関連する国際的な場における欧州のプレゼンス向上を目指していく。

INSTAR+JBCE ～MoUの締結～



Start: January 2024

Duration: 30 months

Budget: €1,500,000

Learn more [here](#).

Geographical scope: 7 Countries

JAPAN
USA

Singapore
Australia

South Korea
Taiwan

CANADA

Technological scope



AI



DATA



CYBERSEC-eID



IOTEDGE



5G+



QUANTUM

INSTARは、日本、カナダ、オーストラリア、シンガポール、韓国、台湾、米国と協力し、欧州のデジタルパートナーシップとEU-US TTCの実施を支援することを目的とした、欧州連合（EU）の資金提供によるプロジェクト

主な活動

志を同じくするパートナーとの共通ビジョンおよびロードマップにより、対象となる基盤技術におけるICT標準の国際的な推進
既存および新規コミュニティにおける効果的な利害関係者の関与
主要な高等教育技術におけるICT標準化に関する調査および分析
貿易協定の効果的な実施の監視

ロードマップのインプット分析の出発点

1. デジタルパートナーシップ
2. 2024年の欧州標準化に関するEUの年間作業計画
3. 関連する標準化要求を含む関連EU法規制
4. 2024年のICT標準化に関する欧州ローリング計画
5. EUが資金提供する研究およびイノベーションプロジェクト
6. 関連する標準化団体
7. 国家標準化ロードマップで特定された優先事項



2025年3月19日 JBCE とINSTARは、欧州委員会 DG CONNECTの立ち合いのもと、MoUを締結し、日EU及び同志国との規格連携を推進

欧州委員会：2025年 欧州標準化年次作業計画

2025年 欧州標準化 年間作業計画 (C/2025/1818)

- ・ 欧州標準化戦略の発表。政策上の優先事項のリストを作成
- ・ 欧州標準化ハイレベルフォーラムなどによって優先順位を特定。
- ・ 2025年度は、78の政策上の優先事項を特定。

<政策上の6つの優先事項>

- ① **バイオマテリアル、バイオベース及び木材由来製品**
(持続可能性、循環性及び資源効率を高める事を目的)
- ② **電気自動車のバッテリーに不可欠な原材料**
(持続可能な調達、リサイクル促進、戦略的自立性の確保)
- ③ **小型モジュール炉材料の認定**
(原子力安全、革新支援、クリーンエネルギー目標に貢献)
- ④ **信頼できるデータ フレームワーク**
(データ法を支援する信頼性、法令順守、相互運用性の確保)
- ⑤ **欧州デジタルIDウォレット**
(EUデジタルIDウォレットのフレームワークの確率)
- ⑥ **量子技術開発と量子耐性暗号プロトコルの実装を推進する規格**
(断片化された取組みを調整し、標準化の主導、セキュリティ等の強化)

The 2025 annual Union work Programme for European standardization:

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=OJ:C_202501818

<5つのアクションリストのカテゴリーと78項目の優先事項>

- ① **欧州産業の回復力 (全5項目)**
(重要原材料とリサイクル、積層造形技術、バイオマテリアル 等)
- ② **デジタル・トランジション (全14項目)**
(サイバーセキュリティ、AI、データ関連、VR、IDウォレット、量子技術 等)
- ③ **グリーン・トランジション (全39項目)**
(**エコデザイン関連18項目**、水素、再エネ、CO2貯留、マイクロプラスチック 等)
- ④ **欧州の衛星システムと宇宙インフラ (全4項目)**
(宇宙データの完全性、無人航空機、宇宙交通管理、宇宙活動の安全性 等)
- ⑤ **製品とサービスのEU域内市場 (全16項目)**
(医療機器、建築資材、機械安全、無線機器、PPE、玩具、安全基準 等)

<2025年度 政策上の優先事項:エコデザイン関連項目>

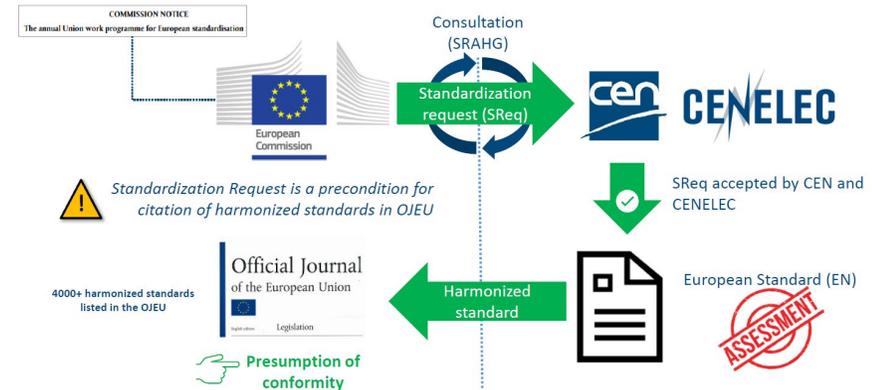
23	水ポンプに関するエコデザイン
24	産業用ファンのエコデザイン((EU)327/2012を廃止、置き換え)
25	固体燃料ボイラーのエコデザインおよびエネルギーラベル表示
26	調理器具のエコデザインおよびエネルギーラベル表示
27	家庭用食器洗い機のエコデザインおよびエネルギーラベル表示
28	家庭用・事務用電気電子機器のエコデザイン
29	地域用暖房機器のエコデザインおよびエネルギーラベル表示
30	暖房機器のエコデザインおよびエネルギーラベル表示
31	固体燃料局所用暖房機器のエコデザイン
32	太陽光発電製品(モジュールおよびインバーター)のエコデザインおよびエネルギーラベル表示
33	給湯器のエコデザインおよびエネルギーラベル表示
34	空気・空気型エアコンおよびヒートポンプのエコデザイン
35	外部電源装置のエコデザイン
36	産業用ファンのエコデザイン(測定の実現性、省エネ)
37	掃除機のエコデザインおよびエネルギーラベル表示
38	スマートフォン、その他の携帯電話、コードレス電話、タブレット端末のエコデザインおよびエネルギーラベル表示
39	サーバーおよびデータ記憶装置のエコデザイン
40	小型・中型・大型変圧器のエコデザイン

欧州委員会の標準化要請でEN整合規格化

CEマーキングに関連する主な規則/指令 Decision 786/2008/EC

NO	Regulation (R) or Directive (D)	Decision 786/2008/EC	Law Number
1	玩具安全指令	D	2009/48/EU
2	可搬型圧力機器指令	D	2010/35/EU
3	電機電子機器における有害物質の制限 (RoHS指令)	D	2011/65/EU
4	建設製品規則(CPR)	R	(EU)305/2011
5	花火用品指令	D	2013/29/EU
6	レジャー用船舶指令	D	2013/53/EU
7	民生用爆発物指令	D	2014/28/EU
8	簡易圧力容器指令	D	2014/29/EU
9	電磁両立性 (EMC)指令	D	2014/30/EU
10	非自動計量器指令	D	2014/31/EU
11	計測機器指令	D	2014/32/EU
12	昇降機 (エレベーター) 指令	D	2014/33/EU
13	防爆 (ATEX)指令	D	2014/34/EU
14	無線機器指令 (RED)	D	2014/53/EU
15	低電圧指令(LVD)	D	2014/35/EU
16	圧力機器指令 (PED)	D	2014/68/EU
17	船舶機器指令	D	2014/90/EU
18	人員用ケーブル輸送設備規則	R	(EU)2016/424
19	個人用保護具規則(PPE)	R	(EU)2016/425
20	ガス機器規則	R	(EU)2016/426
21	医療機器規則 (MDR)	R	(EU)2017/745
22	体外診断用医療機器規則 (IVDR)	R	(EU)2017/746
23	EU肥料製品規則	R	(EU)2019/1009
24	無人航空機システム (ドローン) 規則	R	(EU)2019/945
25	バッテリー (電池) 規則	R	(EU)2023/1542
26	機械規則 (MD⇒MR)	R	(EU)2023/1230
27	持続可能な製品の為のエコデザイン規則 (ESPR)	R	(EU)2024/1781
28	人工知能 (AI Act)/規則	R	(EU)2024/1689
29	サイバー・レジリエンス法/規則	R	(EU)2024/2847
30	包装及び包装廃棄物規則	R	(EU)2025/40

欧州委員会から欧州標準化機関への標準化要請 (EU)1025/2012



EUの各指令や規則は、法的な**強制要件**として、目的達成に必要なあらゆる事項を定めているが、具体的な**技術的仕様は示していない**。

技術的要件の詳細は、欧州委員会から欧州標準化機関に対し、**標準化要請(Standard Request)**が発行され、欧州標準化機関にて作成した**整合規格 (Harmonized Standards)**により補完される。

整合規格とは、必須要求事項を満たすための技術的要件や仕様を定めた基準で、欧州委員会の**官報 (Official Journal)**に、各指令ごとに、不定期にリスト掲載。

整合規格の使用は、任意で、製造事業者は、整合規格の一部または複数を選択的に活用し、製品の技術適合性を立証できる。

⇒ **整合規格は、任意ではあるが実質上の強制基準**

- ▶ M/532 Textiles
 - ▶ M/534,
 - ▶ M/535,
 - ▶ M/537,
 - ▶ M/539,
 - ▶ ...
 - ▶ M/572 Taps and Showers
 - ▶ M/573 Servers and data storage products
 - ▶ M/574 Fishing gear
 - ▶ M/579 Batteries
- Ecodesign

European Standardization Organization (欧州標準化機関)



European Committee for Standardization
(欧州標準化委員会)
European Committee for Electrotechnical Standardization
(欧州電気標準化委員会)
European Telecommunications Standards Institute
(欧州電気通信標準化委員会)



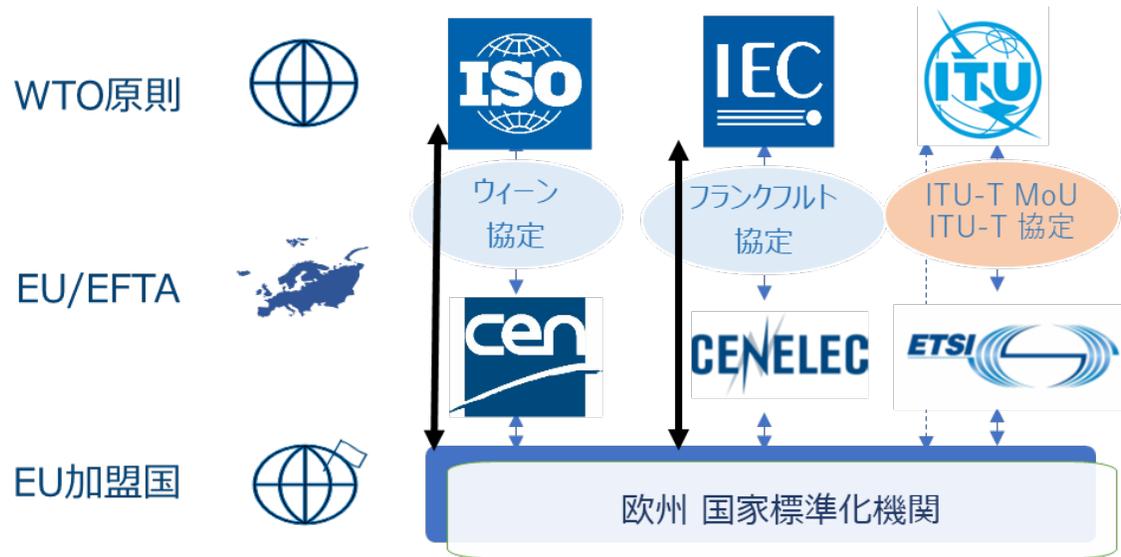
34カ国の国家標準化機関



CEN-CENELEC:TC:450 / WG:1,800
Experts:200,000 / Standards: 24,000
ETSI : 65カ国/900の企業・団体→ 34カ国の国家標準化機関

国際規格と欧州EN規格の調和

ウィーン協定（Vienna Agreement）とフランクフルト協定（Frankfurt Agreement）により、EUは、**国際規格（ISO、IEC）と欧州規格（CEN、CENELEC）を、重複を避け、同時並行で迅速に策定することができる。**



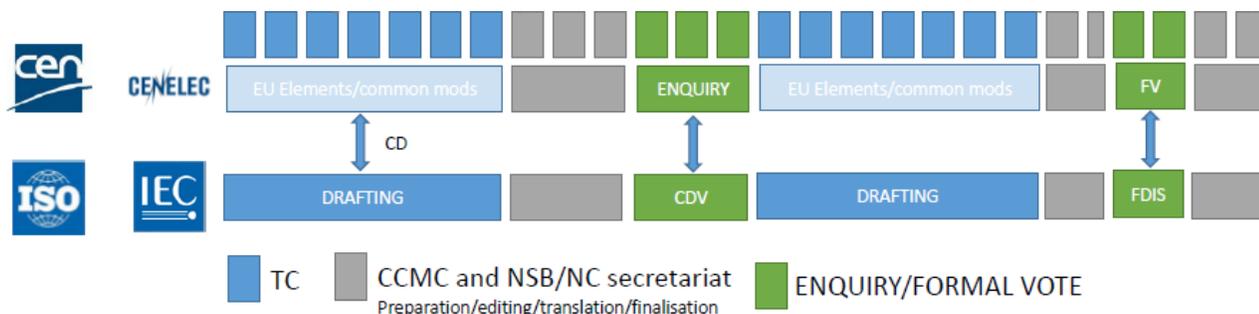
○ウィーン協定（Vienna Agreement）

- 締結年：1991年
- 関係機関：ISO × CEN
- 対象分野：非電気分野（工業製品、サービス等）
- 目的：国際規格（ISO）と欧州規格（EN）の重複作業を防止
両者の**共同規格開発**や**ISO規格のEN化**を推進

○フランクフルト協定（Frankfurt Agreement）

- 締結年：1996年
- 関係機関：IEC × CENELEC
- 対象分野：電気・電子関連分野
- 目的：IEC国際規格とEN（欧州電気規格）の調和
IEC規格を**EN IEC**として採用・整合化

■ 国際規格と欧州規格の策定スケジュールの例

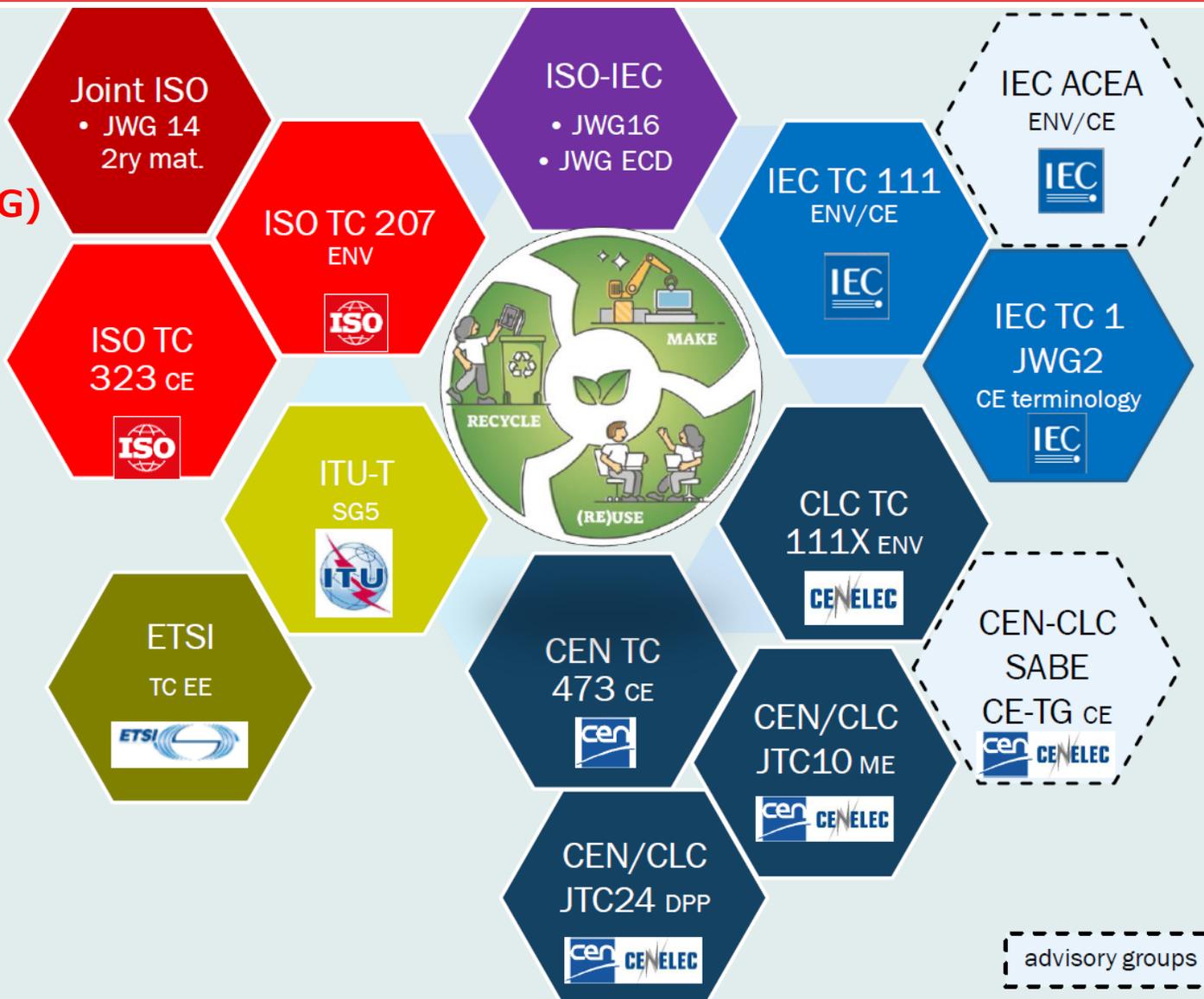


CEN: ポートフォリオの30%以上がISOと同一規格
CENELEC: ポートフォリオの約80%がIECと同一規格。
(内6%はIEC規格に基づいて作成)

サーキュラーエコノミー関連規格の動向

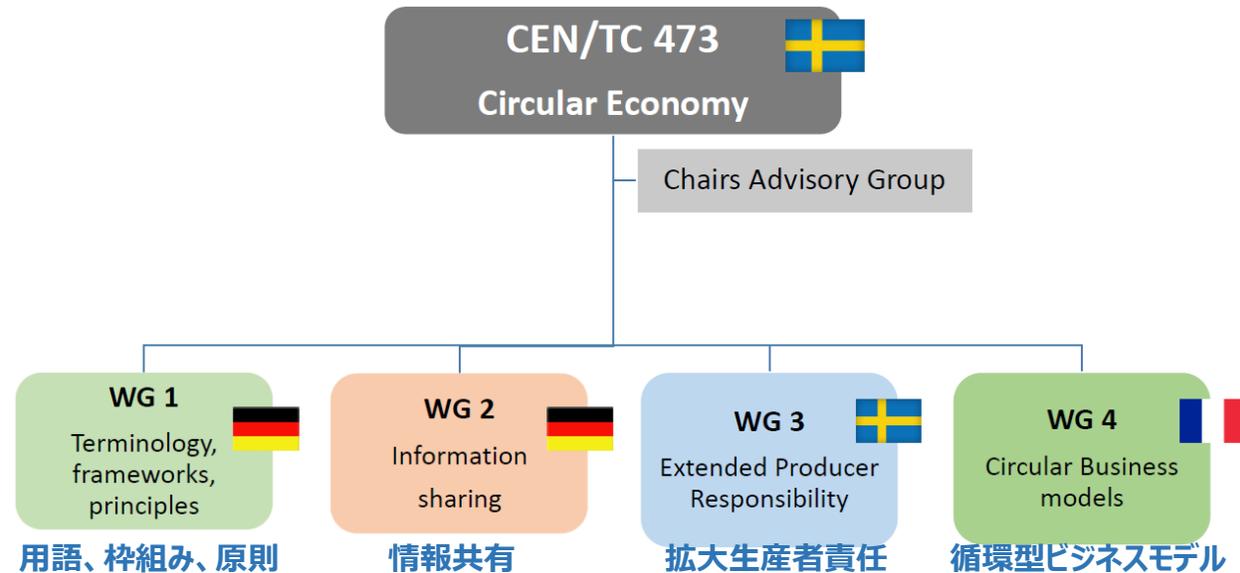
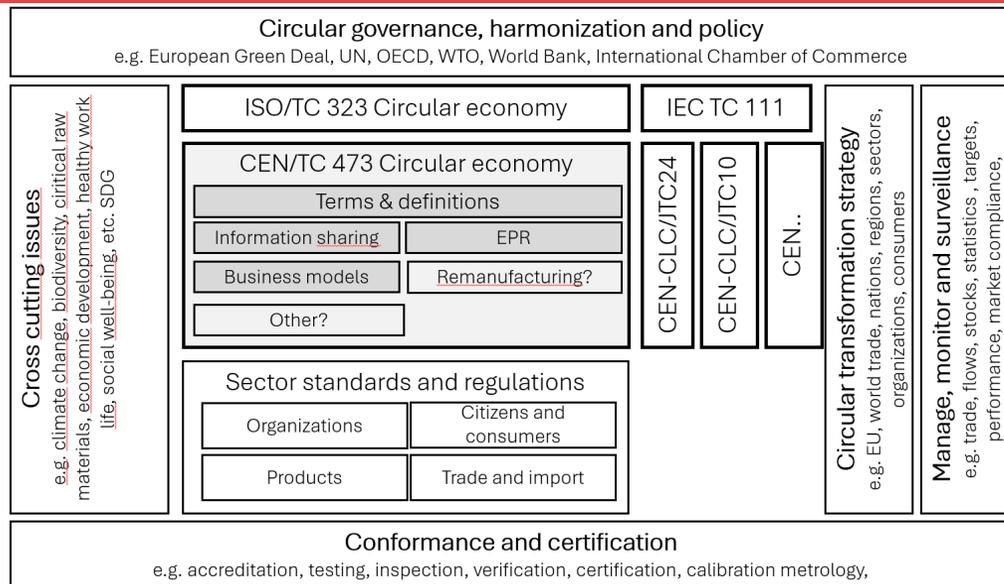
膨大なサーキュラーエコノミー規格に対応する為、
 CEN-CENELEC Strategic Advisory Body on Environment(SABE)に、
SABE Circular Economy Topic Group(CE-TG)
 を設置

**HORIZONTAL
 STANDARDIZATION
 ON or CONTRIBUTING
 TO CIRCULAR
 ECONOMY and
 MATERIAL
 EFFICIENCY**



(CEN-CENELEC提供資料より)

CEN/TC 473 – Circular Economy/サーキュラーエコノミー



サーキュラーエコノミー規格に関連するTC及びJTC

- ▶ CEN/TC 249 'Plastics' (with several WGs including circularity);
- ▶ CEN/TC 350 'Sustainability of construction work';
- ▶ CEN/TC 383 'Sustainably produced biomass for energy applications';
- ▶ CEN/TC 465 'Sustainable Cities and Communities';
- ▶ CEN/TC 466 'Circularity and recyclability of fishing gear and aquaculture equipment';
- ▶ CLC/TC 111X 'Environment';
- ▶ CEN/TC 473 'Circular Economy';
- ▶ CEN-CLC/JTC 10 'Material efficiency aspects for products in scope of Ecodesign legislation';
- ▶ CEN-CLC/JTC 24 'Digital Product Passport – Framework and System';
- ▶ **NEW** CEN/TC 478 'Water resilience and sustainable use'.

◆CEN/TC 473 Circular Economy

◆2023年11月設立—横断的な文書を作成する為。サーキュラーエコノミーの標準化分野において、欧州特有の前提条件、法規制、政策に対応する横断的な規格を策定することを目的。組織レベルでの移行を支援・評価するための推奨事項、要求事項、手法およびツールを提供し、国際・欧州の標準化活動を補完しつつ、持続可能な開発に貢献することを目的としている。

持続可能な製品のためのエコデザイン規則（ESPR）

持続可能な製品のためのエコデザイン規則（ESPR）/ 枠組み基本法

施行日：2024年7月18日（官報掲載：2024年6月28日）

適用範囲：EU単一市場における**ほぼすべての製品が対象**

欧州委員会は、**委任法により、順次、製品ごとのエコデザイン要件を発行**

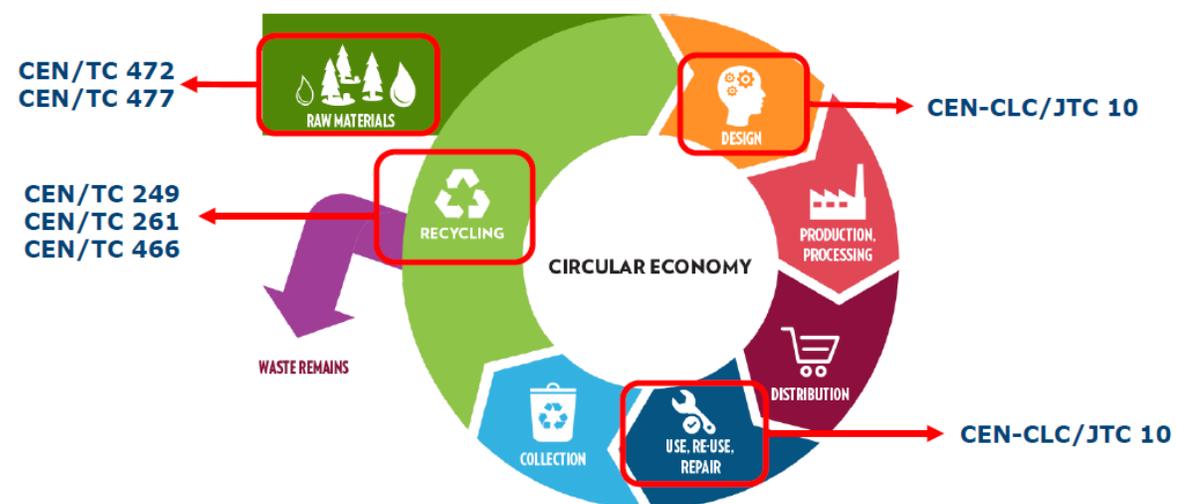
数多く存在するサーキュラー・エコノミー関連規格や、ESPR関連規格に対応し、CEN 及び CENELECのTechnical Committee (TC)、Joint Technical Committee (JTC) を調整する為、**CEN/CENELEC Ecodesign Coordination Group**を設置

◆CEN/CENELEC エコデザイン調整グループがトピックを調整

◆25 以上のCEN 及び CENELECの委員会が、190以上の規格を開発（標準化要求の下）IT管理システムを含む、組織のフレームワークと方法論

◆各技術委員会（TC）は、エコデザインおよびエネルギーラベルの要求事項の規格の更新に追われている状況

◆対象製品：洗濯機、タンブル乾燥機、ヒートポンプ、照明、ボイラーなど





KEY HORIZONTAL ASSESSMENT STANDARDS

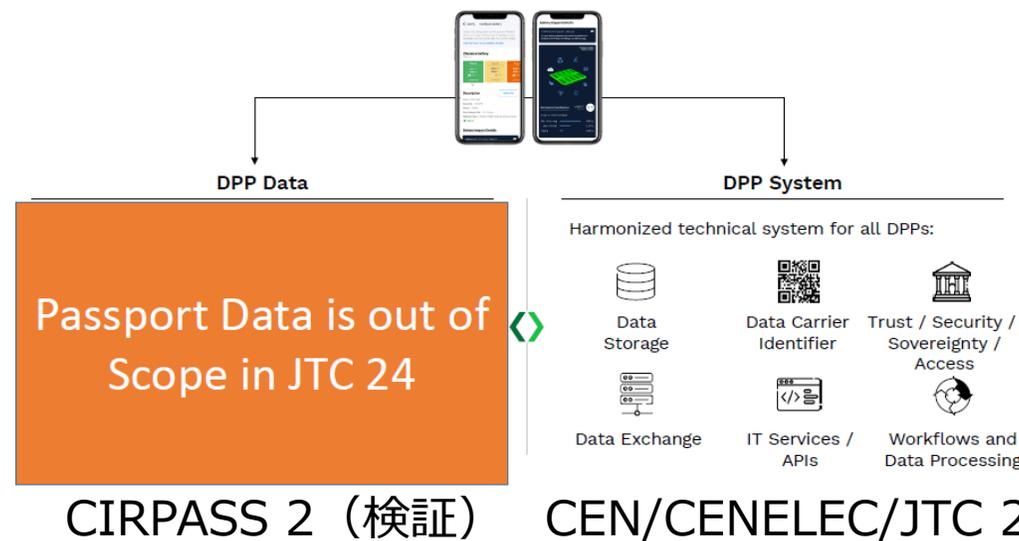


デジタル・プロダクト・パスポート (DPP)

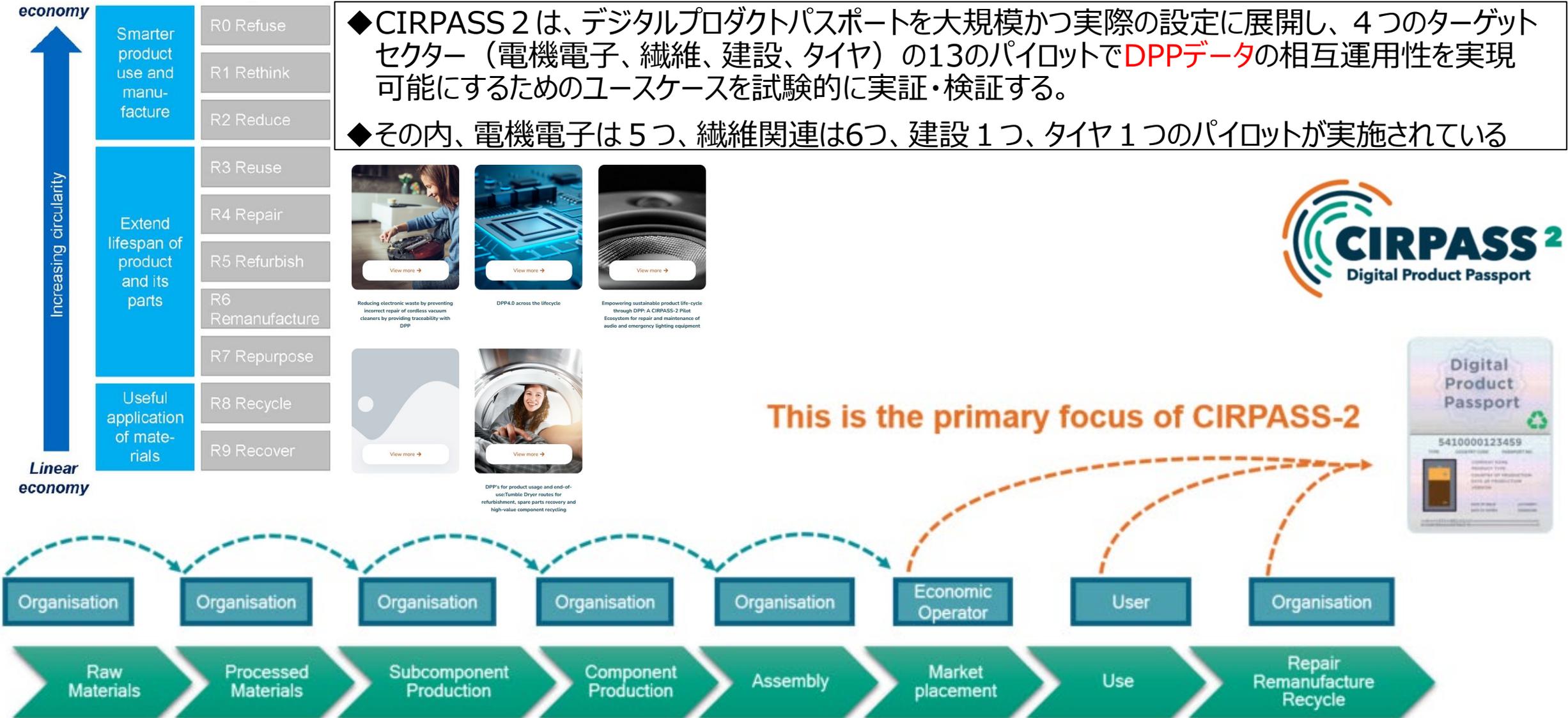
- **デジタル・プロダクト・パスポート** は、情報提供の為のツール：
 - 顧客 → 購入時の選択
 - 市場監視などの公的機関 → 情報確認と管理
 - 製造事業者 → B2B コミュニケーション
- 欧州委員会の標準化要求 (**M/604⇒M/604_Amdt**)
CEN/CENELECが受理
 - 適用範囲は、DPP システム (IT側面) ツールに限定
 - DPP データ (製品カテゴリー別のデータ) は、対応せず
 - 対応期日：2025年12月31日⇒**2026年3月31日**
- CEN/CENELEC/JTC 24
Digital Product Passport- フレームワークとシステム
 - 事務局：DIN (ドイツ/国家標準化機関)

Work started in CEN/CENELEC JTC 24

1. 固有の識別子
2. データキャリア、物理的製品とデジタル表現間のリンク
3. アクセス権管理、情報、システムセキュリティ、業務上の機密性
4. 相互運用性 (技術、意味、組織)
5. データ処理、データ交換プロトコル、データ形式
6. データ保存、アーカイブ、データ永続性
7. データ認証、信頼性、完全性
8. 製品パスポートのライフサイクル管理と検索性のための
アプリケーション・プログラミング・インターフェース (APIs)



CIRPASS 2



目次

- JBCEの概要
- 欧州における政策動向
- エコデザイン規則の概要
- 欧州における標準化動向
- **まとめ**

- 2024年の**議会選挙**では、前政権を担ったEPPが議席数を増やし、この5年間の政策対応に一定の評価が示された。一方、左派政党は議席数を減らし、右派政党は議席を増やした。この選挙の結果を受け、欧州の**競争力強化**に向けて、「**競争コンパス**」や「**クリーン・インダストリアルディール**」の方針に基づき、**エネルギー政策**や**気候変動対策**、**戦略的資源の確保**を目的とした**サプライチェーン強化**や**戦略的自立**の推進を継続していく。しかし、過度に高い目標設定に対しては、「**オムニバス**」による**規制の簡素化**を実施し、実効性のある施行や監視が求められている。
- グリーンディール政策の中核として**サーキュラーエコノミー法案**が発行され、各政策を**リサイクル性**や**修理可能性**といった視点で水平的（横断的）に結びつける動きが進んでいる。これらは**ライフサイクル全体を通じた循環性**を重視しており、メーカーは設計段階から**リサイクル性**や**耐久性・修理可能性**を考慮した設計が求められる。また、サプライチェーン間での情報伝達をデジタル活用することで、**消費者の知る権利**が強化される。**電池規則**が旗艦的な位置づけとして先行しているが、**エコデザイン規則（ESPR）**が官報で公示されたことにより、その適用は多様なセクターに拡大される。情報伝達の具体的な手段である**デジタル・プロダクト・パスポート（DPP）**の完成度は、サーキュラーエコノミー政策の試金石となる。
- REACH規則やGDPRに代表されるように、**欧州の法規制は、グローバルに大きな影響**を及ぼしており、**標準化の重要性**は一層高まっている。欧州の法規制においては、規制の技術基準を満たすために、**欧州官報**に掲載される**整合規格**が重要な役割を担う。**サーキュラーエコノミー関連規格**をはじめ、リサイクル性、耐久性、修理可能性などを対象とする**エコデザイン規則に関連する規格**は、今後さらに、多種多様な製品分野ごとの関連規格が策定される見込み。あわせて、**ISOやIECなどの国際規格との整合**や**日EU間における標準化協力の強化**も重要となっている。

Thank you very much for your attention !

J **Japan**
B **Business**
C **Council in**
E **Europe**



Japan Business Council in Europe (JBCE) a.i.s.b.l

Tel: 32-2-286.53.30
Web: <http://www.jbce.org/>
e-mail: info@jbce.org

CONTACT DETAILS



www.jbce.org



Rue de la Loi, 82
1040 Brussels



+32 2 286 53 30



General: info@jbce.org

LinkedIn

[EU Transparency Register](#): 68368571120-55